

非財務情報の有用性と統合報告の意義

The usefulness of Non-Financial Information and
the significance of Integrated Reporting

松井 富佐男
Fusao MATSUI

(平成25年10月10日受理)

企業の価値創造プロセスに関して、有形資産から無形資産への影響度が高まるにつれ、情報も財務情報重視（型）から非財務情報も含んだ、いわば統合報告（型）へと注目度が増してきた。その背景には、無形資産の総資産に占める割合が近年増加し、それが企業価値を高めると認識されるようになってきたことがある。そこで、本稿では、企業は地球規模で環境保護を維持しながら、長期視野に立った継続的な事業活動を行うために、どのような情報内容をステークホルダーに提供することが有用な情報になり得るかを検討する。そのために、非財務情報の意義に触れながら、統合報告の主要な内容について吟味する。

I. はじめに

企業価値を決定する要因は、これまでの有形資産から無形資産にまで及んでおり、その影響で、財務情報の有用性は長期趨勢的に低下していることから、無形資産に関する有用情報として、CSRが注目されている。欧米の機関投資家はSRIという観点から企業のCSRに関する評価を念頭に投資行動を行っている。そこには、ステークホルダーに対していかに配慮した企業経営を成し遂げているかというコーポレート・ガバナンスの問題が含まれている。こうした背景から、先ずCSRの意義について検討し、次に欧米を中心に検討されている非財務情報を含んだ統合報告に関し、2011年ディスカッション・ペーパー、および2013年コンサルテーション草案について、その主要な内容を吟味する。

統合報告が求められる背景には、グローバル化、資源の枯渇、人口増加、環境などの問題が根底にある。そこには、世界が資源依存型経済から知識集約型経済へ、また大量生産・大量消費社会から持続可能な社会へという経済社会の変化が潮流にあり、こうした社会現象を念頭においていた情報提供の在り方が問われている。本稿では、このような地球規模の環境を保護し、長期視野に立った継続的な事業活動の内容を広くステークホルダーに提供される情報は、如何なる視点を有したものであるべきかを中心に検討する。

II. 財務報告の有用性低下と非財務諸表の機能

財務報告の役割は、企業の将来キャッシュ・フローの予測を容易にするために、企業価値の評価に関して有用な情報を提供するという期待感にある。それはASOBAT（A Statement of Basic Accounting Theory）で提唱されて以後、FASB（Financial

Accounting standards Board：財務会計基準審議会）およびIASB（International Accounting Standards Board：国際会計基準審議会）の概念フレームワークに受け継がれ、現在に至っている。企業活動において、企業価値を決定する要因は、これまでの有形資産だけでなく無形資産にも及んでおり、そのため、最近はこうした企業価値の因子として無形資産に注目が集まっている。しかし、無形資産の大半が財務報告の対象から外れているため、財務報告の有用性（価値関連性）は長期趨勢的に低下している⁽¹⁾（伊藤[2011]、48、53頁）。

無形資産の企業価値に占める割合が大きくなり、かつ非財務情報が将来（近い将来・遠い将来）に向けて財務に影響を与えることなどにより、投資家に対して非財務情報への関心が高まっている⁽²⁾（窪田[2012]、69頁参照）。このように、無形資産は企業価値を決定する要因として認識されるようになってきたが、こうした無形資産あるいは知的資産⁽³⁾は、企業のバリュー・ドライバーとして大きな役割を担っているにもかかわらず、これまでには、それら情報は財務報告の対象となっていたいなかったのである（田中[2012]、64–65頁）。

非財務情報とは、企業が「論理的」に企業価値創造プロセス、強み・弱み、ビジネスの機会・リスクなどを、投資家に伝える際に使用する情報群のことをいい（井口[2013]、51頁）、そこには、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）から成るESG情報が求められる⁽⁴⁾。この非財務情報の開示は、企業の社会的責任（CSR）を明確にさせ、また、企業価値創造への貢献度を向上させることで注目されており（小西[2012]、61頁）、2011年のダボス会議を経て実施された。それは、リーマンショックの反省から金融市場および企業経営者の短期志向化を回避するために、①企業理念・ビジョンと財務報告の関係、②企業の競争優位の源泉である知的資産およびリスクの対応を取り入れるなど、これらを実施することが企業投資家に対して企業価値創造プロセスを適切に説明するレポートとして重要である（林[2012]、31頁）ことを示している。

また、ジェキンズ報告書は「非財務情報は、企業、その財務諸表、事象とそれが企業に及ぼす財務的影響との関係を理解し、企業の将来を予測するために重要である。」（八田・橋本訳[2002]、253頁）と指摘しているように、財務報告書の枠組みに包摂しきれない非財務情報をステークホルダーに対して開示することが重要であることを示唆している。その情報には環境情報（Green Reporting）および社会的責任（CSR）情報などがある（松本[2012]、76頁）。

III. CSR情報の有用性

1. CSRの意義

CSR（企業の社会的責任）は、広義では「生活の質を高める目的で、企業が従業員、家族、地域社会、社会全体と共同して、持続可能な経済的発展に貢献する企業のコミットメント」と定義され、狭義では「企業組織と社会の健全な成長を保護し、促進することを目的として、不祥事の発生を未然に防ぐとともに、社会に積極的に貢献していくために企業の内外に働きかける制度的義務と責任」と定義される（今福[2004]、19頁）。

つまり、広義では、企業がステークホルダーと経済的に持続可能な良的関係を維持することを目的とし、狭義では、ステークホルダーとの良的関係を維持するために、特に企業

内における不祥事を未然に防ぐことを目的としている。なぜならば、CSRリスクが発生した場合、これにより組織資産、従業員・仕入先資産、顧客資産が僅かながらも劣化し、それが減損の要因となって金融資産の価値の低下を招くことになると予想されるからである（今福[2004]、20頁）。

また、日本経団連の関連団体である企業市民協議会（Council for Better Corporate Citizenship : CBCC）は、CSRについて「グローバル化や情報化の急速な進展、NGOを中心とする市民社会の台頭、消費者行動の変化、企業間競争の激化等により、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）への関心が欧米諸国を中心に高まっています。これに伴い、経済協力開発機構（OECD）や国連等の国際機関、国際標準化機構（ISO）、欧米の企業行動に関する評価機関等では、CSRに関する国際基準・規格を制定する動きが相次いでいます。また、社会的責任投資（Socially Responsible Investment : SRI）も普及しつつあり、投資家がCSRに基づき企業を評価する動きもみられます。」と述べている⁽⁵⁾。このように、CBCCは、経済のグローバル化、IT化および消費者行動の変化などから、企業間同士の競争が激しくなるなか、欧米の機関投資家はSRIという観点から企業のCSRに関する評価を念頭に投資行動する動きがみられると指摘し、今やCSRは投資家の投資判断に欠かせない情報として台頭していると指摘している。

なお、CSRの特徴は貨幣単位による測定ではなく、物量情報あるいは記述的な情報によって、企業の社会的責任の遂行度や内容を説明するものであり（向山[2004]、38頁）、それは消費者、投資家、従業員などのステークホルダーに対していかに配慮した企業経営を成し遂げているかというコーポレート・ガバナンスの問題⁽⁶⁾（小口[2004]、53頁）を含んでいる。

本稿では、特に企業がステークホルダーと経済的に持続可能な良的関係を維持する観点からCSRを検討する。

2. SRIとCSR

SRIとは、投資家がCSR情報によって企業を評価し、それに基づいて投資する活動である。つまり、それは社会・環境・倫理問題（Social, Environmental, Ethical issues : SEE問題）に対応させ、その責任を果たしている企業を投資先として選定し、関与していく投資行動をいい、1990年代後半以後注目されている（古庄[2004]、26頁）⁽⁷⁾。

英国では、2000年に施行された年金法（Pensions Act）を契機に、SRIを投資戦略として採用する年金基金が飛躍的に増大した。この間、英国政府はCSRに関して、その監視を強める一方、直接的な規制を回避するといった方法により、企業のガバナンス機能に委ねてきた⁽⁸⁾。

米国最大のSRI投信を運用するドミニ・ソーシャル・インベストメントのドミニCEOは、「社会的責任を重視する投資家とは、投資という手段を活用して、倫理観の向上や地球環境の持続可能性の追求に取り組む経営姿勢を促す」（小口[2004]、52頁）ものとし、企業の社会的責任の遂行度について注視している。このように、近年では、機関投資家は、企業価値の変動に影響力を行使する主役となっており、そこでは、企業リスクの軽減を含めた社会的責任の遂行を要請している⁽⁹⁾（向山[2004]、37頁）。

CSRを社会全体の重大な関心事として位置付けるために、2012年6月に「国連持続可

能な開発会議（リオ+20）（概要と評価）」が開催され、そこでは、①グリーン経済に向けた取組の推進、②持続可能な開発を促進するための制度的枠組み、③防災、未来型のまちづくりなどが議論された。特に、グリーン経済への移行について途上国が理解を深め、その国際社会全体としてグリーン経済に取り組んでいくことに前向きなメッセージが出され、かつ制度的な枠組みについても議論が深められた¹⁰⁾（上妻〔2012b〕、77頁）。こうして、持続可能な開発をより促進させる目的で、CSR報告の制度化が議題に上ったのである。

なお、グリーン経済は、環境の質を向上させて人々が健康で文化的な生活を送れるようになるとともに、経済成長を達成し、環境や社会問題に対処するための投資を促進することを目指し、また気候変動、エネルギーの安定確保、生態系の損失の問題に直面している世界情勢の中で、国家間、世代間での貧富の格差を是正することに焦点を当てた活動として捉えられている¹¹⁾。

持続可能な開発（Sustainable Development）とは、「環境と開発に関する世界委員会」（委員長：ブルントラント・ノルウェー首相（当時））が1987年に公表した報告書「Our Common Future」のなかで中心的な考え方として取り上げた概念で、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」のことをいう。この概念は、環境と開発に関しこれらを互いに反するものではなく共存し得るものとして捉え、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考え方立っている¹²⁾。つまり、それは現代および将来の世代が健康で文化的な生活を送ることのできるように、環境の保護を維持しながら、経済成長に向けて開発することを意味している。こうした活動状況を報告する情報がCSRであり、このような活動を推進する企業に対して積極的に資金投資しようとする考え方がSRIと呼ばれる。

3. CSRの意義と問題点

CSR報告が求められるのは、グリーン経済を目指して持続可能な開発を推進していく上で、企業を取り巻く事業環境の変化が長期的に不確実だからである。具体的に示すと、1つは、気候変動政策に関するものである。すなわち、気候負荷の重い産業は何らかの政策的規制を受けることになり、この規制は、各国・地域の成長戦略および雇用創出戦略と密接に組み合わされたものとなる。2つ目は、事業環境の変化に関するものである。すなわち、事業環境の変化は長期的に継続することが予測されるため、規制によるリスクと機会の内容について管理するための長期的な戦略が必要となり、したがって、経営資源およびガバナンスに関する情報開示が求められる。3つ目は、資源の制約に関するものである。すなわち、資源アクセスが困難あるいは停止されると、原材料およびエネルギーコストが高騰し、それによって、企業利益が圧迫されることになる（上妻〔2012b〕、78–79頁）。

なお、CSR報告の制度化については、そのプロセスとして、イギリスでは気候変動法（Climate Change Act 2008）が採り入れられ、デンマークではアニュアルレポートの非財務情報区分にCSR報告書開示の義務づけが採り入れられている（上妻〔2012b〕、82–83頁）。特に、気候変動政策は産業革命期に大気汚染の発生を経験したイギリスにおいて、長年にわたり環境政策に取り組んできた経緯から、国際社会に向けて地球環境に対する理解度を示すためにリーダーシップがとられてきた。こうした地球環境を守るために企業が取り組んだ事業活動の内容を提示したCSRに対して、ポーター＝クラマーは、「ビジネス

チャンスやイノベーション、そして競争優位につながる有意義な事業活動である」（ポーター＝クラマー[2008]、38頁）と評価している。しかし、その一方で現実のCSRの在り方について疑問を呈している点も見逃せない。以下、それを示すことにする。

第1に、企業は、その活動が社会や地球環境に及ぼす悪影響について相当改善してきたが、なお未だ不十分である。その上、企業と社会とが対立するものとして捉えられているため、CSRは可もなく不可もない対応に終始したものとなっている（37頁）。

第2に、社外のステークホルダーは、様々な社会問題に関する責任を企業に負わせようとする傾向がある。それは、いい加減な対処と判断された企業には、大きな財務リスクを生じる恐れがあることを示唆している。すなわち、企業活動と社会との係わりについて、企業活動が社会にどのような影響を及ぼしているのかを測定し公表することで、企業活動の在り方に影響を与える可能性がある（38、39頁）、と述べている。

また、ポーター＝クラマーは、CSRの効用として、①道徳的義務、②持続可能性、③事業継続の資格、④企業の評判を挙げているが、これらは、CSRの費用対効果を数値化できるものではない。にもかかわらず、なぜこれらが取り組まれるのか、その根拠が脆弱である（40、41頁）と指摘している。つまり、これら効用は、ステークホルダーの満足度を評価指導するアプローチとしては受動的であり、むしろ、社会への影響に対する積極的な態度が指標となるべきであるとしている⁽¹³⁾（51頁）。すなわち、そこには企業と社会が相互依存関係にある以上、事業判断も社会政策も、共通の価値に従うべきであり、企業のどのような意思決定も、企業と社会の双方が利するものでなければならないとする考え方があらわれている（42頁）。

VII. 統合報告

1. 統合報告の背景

環境省の白書において、「持続可能な環境・経済・社会の実現に向けた世界の潮流」の中で、国連環境計画（UNEP）が2011年11月に公表した「グリーン経済（Green Economic）」と、2011年5月に経済協力開発機構（OECD）がグリーン成長戦略の一環として公表した「グリーン成長に向けて（Towards Green Grows）」を紹介している。UNEPの報告書は、「グリーン経済」を、環境問題に伴うリスクと生態系の損失を軽減しながら、人間の生活の質を改善し社会の不平等を解消するための経済の在り方であると定義している。他方、OECDの報告書は、グリーン成長（Green Growth）を、経済的な成長を実現しながら我々の暮らしを支えている自然資源と自然環境の恵みを受け続けることであると述べている。これら両者はいずれも、資源節約や環境問題を社会経済における重大なリスクであると捉えた上で、環境・経済・社会のいずれの側面においても持続可能性を追求する点から、将来像は同じであるとしている。ただ、OECDは、社会経済が成熟期に入っている先進諸国において、今後の成長や環境負荷の低減が特に大きな課題となっていることを踏まえ、資源制約の克服と環境負荷の解消を図りながら、経済成長を同時に達成することを目指している点で、環境と経済の接点に注目している。それに対して、UNEPは、開発途上国において貧困撲滅や環境問題の解決が主要な課題となっていることを踏まえ、環境問題に伴うリスクを軽減しながら、人間の福利や不平等の改善を目指している点にお

いて、環境と社会の接点に注目している⁽¹⁴⁾。

この統合報告が求められる背景には、国際統合報告委員会（International Integrated Reporting Committee : IIRC）の2011年ディスカッション・ペーパー（以下、DPという。）によれば、①グローバル化、②金融、ガバナンス、その他の危機に対応する形で世界的に広がる政策対応、③企業の透明性と説明責任への期待の高まり、④現在および将来の資源の枯渇、⑤人口増加、⑥環境問題などがある。こうした背景を踏まえると、組織の過去・現在の業績および将来の対応力（レジリエンス）を評価するために必要となる情報は、自ずから現在の企業報告モデルが提供する情報よりも広範となる⁽¹⁵⁾。その根底には、世界が資源依存型経済から知識集約型経済へ、また大量生産・大量消費社会から持続可能な社会へとそれぞれ変化したことにある。つまり、この社会の変化に伴って企業価値の創造源泉が実物資本から無形資本へとシフトしたことにより、これまでの伝統的な財務情報のみではその説明力が低下するに至ったことが指摘され得る（上妻[2012a]、112頁）。それを示すかのように、近年、市場価値に占める物的および財務的資産の割合が減少していることを表わしたデータがある。米国のS&P500における市場価値の構成要素の推移をみると、有形資産対無形資産の割合（%）は、1975年83対17、1985年68対32、1995年32対68、1985年20対80、1985年20対80と推移している⁽¹⁶⁾。1995年以降、無形資産が有形資産を上回り、近年、無形資産は80%と有形資産の4倍の影響力を与える程に増加している。

そもそも統合報告の必要性が叫ばれたのは、後を絶たない企業の不正事件により、企業の情報開示に対する不信感がステークホルダーに高まり、企業経営の透明性が強く求められるようになったからである。したがって、今までの財務情報を中心とした伝統的な会計ディスクロージャーでは、企業経営の実態を十分に説明できないことから、非財務情報を含んだ統合報告が求められるようになった。この統合報告の目的の1つは、企業とステークホルダーとのコミュニケーションを強化して互いの信頼関係を深めながら、新たな価値創造を目指すことを指向した情報を提供することにある（小西[2012]、60頁参照）。また、気候変動や資源制約が持続可能な社会への移行を促し、そして持続性ある戦略の必要性をもたらした新しいビジネスモデルへの期待が、企業評価を左右するようになってきた（上妻[2012a]、112頁）ことも挙げられる。

2. 統合報告の展開と概要

2006年イギリスのチャールズ皇太子により、環境資産・自然資産の消費を計算して財務諸表に記載すべきとの考え方から、財務情報と非財務情報を一体化した報告を目指す活動を行ったA4S（Accounting for Sustainability）と、GRI（Global Reporting Initiative）とが共同事務局となり、2010年7月にIIRCが設立された。そこでは、持続可能性や知的資産に関する情報を含む財務情報と非財務情報との相互関係を簡潔かつ明瞭に報告することが求められた。

2011年に国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council : IIRC）から統合報告が提案された。そこでは、個々に独立して開示されてきた財務情報と非財務情報を、その目的関連性や重要性に対応して統合させることを目指している。その意図は、①組織体が受託責任をどのように履行するか、②組織体が如何にして価値を創造・維持していくか、を明瞭かつ簡潔に表示することにある（松本[2012]、76頁）。

そして、2011年9月14日にIIRCは統合報告フレームワークに属するディスカッション・ペーパー(DP)を公表している。DP「統合報告に向けて」(Towards Integrated Reporting)は、長期的視点に立脚した価値創造を実践することの重要性を背景に、非財務情報(環境や社会性に関わる情報、人的資本、知的資本)を財務情報に統合して報告することを提案している(與三野[2012]、46頁)。つまり、市場環境が大きく変化する現代社会において、継続的にビジネスを成長させるためには、短期的志向の経営姿勢ではなく、価値創造プロセスをよく理解した上で長期的かつ安定的に経営資源を確保する必要がある。それは、投資家にとって企業評価に有用な情報であるためには、過去の実績情報だけでは不十分であり、加えて経営者の長期的な状況認識と戦略に裏打ちされた将来の見通しを表わす情報も提供されることを求めている(上妻[2012 a]、110頁)。

また、統合報告による企業の4つのベネフィットとして、①ステークホルダーとの関係とコミットメントの明瞭性、②企業経営者の意思決定の改善、③より深いステークホルダー・エンゲージメント、④レビューション・リスクの削減などが挙げられる。すなわち、①は環境や社会へのコミットメントや予防的な対応活動がどのように財務的な数値に結びついているかを明示的に表示すること、②は統合報告を開示するために継続的に取組むことが、より良い意思決定に繋がること、③は統合報告によって、各部門を横断した情報が統合的にステークホルダーに発信されること、などを意味している。また、④のレビューション・リスクの主要決定要因には、(i)レビューションと現実の乖離、(ii)信念や信頼と期待の変化、(iii)組織内部の連携の弱さ、という事態が挙げられる。これら(i)から(iii)までの対応策として、①KPI(Key Performance Indicator: 重要業績評価指標)を客観的に評価する、②時代のトレンド、社会の感じ方およびメディアを観察して、社会的規範、価値観の変化を察知する、③企業すべての部門を含めた統合的なプロセスを構築する、という方法が求められる(與三野[2012]、50-53頁)。

3. 統合報告〈IR〉の意義

IIRC(国際統合報告評議会)は、「国際統合報告〈IR〉フレームワーク(コンサルテーション草案)」(以下、草案という。)を2013年4月16日に公表した。その概要は次の通りである。

(1) 統合報告の定義

統合報告とは組織による長期的な価値創造に関するコミュニケーションをもたらすプロセスをいい、それは定期的な統合報告書という形で最も明示的に表わされる(1.2)。この場合、統合報告書とは、組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績および見通しが、どのように短・中・長期の価値創造につながるかについての簡潔なコミュニケーションをいい(1.3)、それは本フレームワークに準拠して作成される(1.4)べきである。また、価値創造は統合報告の核心部分であり、それは主要なステークホルダー(従業員、顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー、地域社会、立法者、規制当局、並びに政策立案者)の利益にかなうだけでなく、協働することで価値を創造し、最大化することができるものである。この価値は、これまでの財務資本の変化に直接的に関連する価値のみでなく、相互理解、活動、関係性、および原因と結果という広範囲な価値を含んだものである(2.37)。したがって、その価値は、将来的に予測されるキャッシュフローの

現在価値と関連付けられ、それは組織の財務業績に起因する測定価値の変化として捉えられるという思考に立つ伝統的な意味ではなく、むしろより広範な資本、相互関係、活動、原因と影響、関係性に依存し（2.41）、最終的に財務リターンに影響を与えるという思考に立っている（2.42）。

(2) 統合報告の目的（1.5）

- ① 組織の長期にわたる価値創造能力に強く影響するあらゆる要因を伝達する組織の報告に関して、より纏まりのある効果的なアプローチを促す。また、他の様々な報告を結びつける。
- ② 短・中・長期の価値創造に資する財務資本の配分のための情報を提供する。
- ③ 広範な資本（財務、製造、知的、人的、社会・関係および自然資本）に関する説明責任およびスチュワードシップを高め、さらに資本間の相互依存関係について理解を深める。
- ④ 短・中・長期の価値創造に焦点を当てた統合的思考、意思決定および行動に資する。

(3) 統合報告の利用者（1.7）

主たる想定利用者は財務資本の提供者であるが、従業員、顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー、地域社会、立法者、規制当局、ならびに政策立案者など長期にわたる価値創造能力に関心をもつ全てのステークホルダーにとって有益である。

(4) フレームワークの目的（1.9）

統合的報告の全般的な内容を統合する基本原則および内容要素を規定し、組織が組織固有の価値創造ストーリーを表現するための意味のある、そして透明性の確保された最適な方法を決定することを支援する。

なお、フレームワークの適用にあたって、信頼できるデータを利用できない場合、あるいは重要性を有する情報を開示できない場合は、統合報告書において、どのような情報が省略されたかを示し、その情報が省略された理由を説明する。またデータが利用できない場合、データを取得するステップと予想される期間を特定できるようにする（1.12）。

(5) 統合的思考

組織内の事業単位および機能単位と、組織が利用し影響を与える資本との間の関係についての、組織による動的な考察であり、短・中・長期の価値創造を考慮した統合的な意思決定および行動を導き（1.16）、それは「サイロ（縦割り）思考」とは対をなすものである（1.17）。

(6) 基礎概念

- ① 統合報告書は、過去、現在および将来の価値創造が依存する全ての資本を明らかにし、組織がどのようにそれらの資本を利用し、どのような影響を与えるかを明確にする（2.3）。
- ② 組織の戦略とは、組織がどのように機会を最大化し、リスクを軽減または管理するかを表わすことであり、それは資源配分計画を通じて実行される。（2.8）

(7) 資本の分類および説明

IIRCのDPは、資本について次のように述べている。すなわち、すべての組織は、その成功のために、様々な資源との関係に依存している。したがって、組織がこれらの資源や関係性の利用を通じて資源を枯渇させ、また関係を衰退させる程度や、資源を創造し、関

係を強化する程度は、当該組織の長期的な存続性の基礎となる資源の利用可能性および関係の強さに重要な影響を与えると。これを受けた草案では、それらの資源と関係は様々な形態の「資本」として捉えられ、それには①財務資本、②製造資本、③知的資本、④人的資本、⑤社会・関係資本および⑥自然資本の6つを挙げている（2.12）。①財務資本は、組織が製品を生産し、サービスを提供する際に利用可能なものをいい、それは借入、株式、寄付などの資金調達によって獲得されるか、または事業活動および投資によって生じるものである。②製造資本は、製品の生産またはサービス提供にあたって、組織が利用できる製造物（自然物と区別される）をいい、それには、建物、設備、インフラ（道路、港、橋、廃棄物水処理工場など）などがある。③知的資本には、(a)特許、著作権、ソフトウェア、権利およびライセンス、(b)無意識な知見、システム、手順およびプロトコルなどの「組織的資本」、(c)ブランド、評判などがある。④人的資本には、(a)組織のガバナンスの仕組み、危機管理アプローチおよび倫理的価値への同調と支持、(b)組織の戦略を理解し、開発し、実践する能力、(c)ロイヤルティのほか、リード、管理および協調の能力などが挙げられる。⑤社会・関係資本には、(a)共有された規範、共通の価値および行動、(b)ステークホルダーとともに構築し、信頼および対話をもつ、(c)事業を営む際の社会的許容（ソーシャル・ライセンス）などがある。⑥自然資本とは、組織の過去、現在、未来の繁栄を支え、商品またはサービスを提供する全ての再生可能もしくは再生不可能な環境資源およびプロセスをいい、それには、(a)空気、水、土地、鉱物および森林、(b)生物多様性、生態系の健全性などが挙げられる（2.17）。

草案では原則主義アプローチが採用され、それは形成段階の状況にあると記述されている。そこでは、基礎概念として、①組織が利用し、影響を与える様々な資本（財務、知的、人的、社会・関係、自然）、②組織のビジネスモデル、③長期にわたる価値創造を挙げており、また、基本原則として、①戦略的焦点と将来志向、②情報の結合性、③ステークホルダー対応性、④重要性と簡潔性、⑤信頼性と完全性、⑥一貫性と比較可能性を提示している。それに対して、DPでは、基本原則は6原則ではなく5原則である。すなわち、①戦略的焦点（戦略的課題に注視すること）、②情報の結合性（情報の結合性・関連性を重視すること）、③将来志向であること、④反応性とステークホルダーの包含性（ステークホルダーとの対話・協調関係の考え方を明瞭に示すこと）、⑤簡潔性、信頼性および重要性（簡潔で、信頼が高く、重要性のあるものに注視して開示されること）（DP、5-6頁、安井・久禮[2012]、61頁）などである。

相違点をみると、草案では「将来志向」を独立項目から並列項目にし、「簡潔性」、「信頼性」および「重要性」の並列関係を「重要性と簡潔性」、「信頼性と完全性」とに分類し、新たに「一貫性と比較可能性」を加えている。

草案によれば、第1に、「戦略的焦点と将来志向」とは、戦略が組織の短・中・長期の価値創造能力、資本の利用および資本への影響に対し、どのように関連するかを提供することである（3.2）。この適用にあたっては、重要な資本の継続的な利用可能性、質および経済性がどのように組織の将来的な戦略目標達成能力やそれによる価値創造能力に貢献するかを明確に述べることを求めている（3.4）。つまり、戦略は将来志向との係わりで施行されるという理解である。

第2に、「重要性と簡潔性」とは、統合報告書は短・中・長期の価値創造能力を分析す

る上で、重要性を有しかつ簡潔な情報を提供すべきであるという要請である（3.22）。それは、統合報告書には、情報を理解し易くするに十分な背景を提供するために、冗長を避けて簡潔な情報にすべきことを意味している（3.29）⁽¹⁷⁾。

第3に、「信頼性と完全性」に関して、統合報告書は重要性を有する全ての事象をバランスのとれた方法によって、かつ誤りのない形で含むべきであり、それが信頼性を表わすことになるとする（3.30、3.31）。なお、統合報告書に重要性を有する情報が含まれていないと、その情報利用者は他の情報源から情報を取得するためにコストを負担することになるだけでなく、情報不足が原因で最適でない意思決定を行う可能性があるとしている。（3.40）

第4に、「一貫性と比較可能性」とは、期間を超えて一貫し、また、組織の価値創造ストーリーにとって重要性を有する範囲において、他の組織との比較を可能にする方法で開示すべきであることを意味しており（3.48）、それには、KPIを使用することを含んでいる。そして、変更がなされた場合は、その理由と影響について説明することを求めている。（3.49）

以上、草案では独立項目を並列的に組み合わせることによって、互いの関係性を引き出し、以て情報利用者の理解可能性を高める作用を施している。

V. 結び

近年、無形資産の企業価値に占める割合が大きくなり、かつ非財務情報が将来（近い将来・遠い将来）に向けて財務に影響を与えることなどから、投資家による非財務情報の関心が高まっている。非財務情報は、論理的に企業価値創造プロセス、強み・弱み、ビジネスの機会・リスクなどから成る情報群であり、内容としてESG情報が求められる。非財務情報の開示は、CSRを明確にさせ、企業価値創設への貢献度を向上させることを促す役割を果たす。CSR報告が求められるのは、グリーン経済を目指して持続可能な開発を推進していく上で、企業を取り巻く事業環境の変化が長期的に不確実だからである。欧米の機関投資家はSRIという観点から企業のCSRに関する評価を念頭に投資行動を行っている。このように、CSRは投資家の投資判断に欠かせない情報として台頭しているといえる。その一方で、CSRの報告は単にステークホルダーの満足に資するためだけではなく、さらに社会への影響に対する積極的な態度を開示すべきとする主張も重要な指摘である。統合報告は、企業が長期にわたって価値を創造する能力に影響を与える要因に関して伝達することを目的としているが、そのためには、資本の概念を従来の財務資本に限定するのではなく、知的資本、社会資本など価値創造に必要な資本を広範に捉える必要がある。これら資本の活用が、企業価値を生み出すプロセスとして役立つと解され、その情報がステークホルダーに有用な情報として提供する役割を果たすと考えられる。

注

- (1) 最近は入手できる情報源が豊富になり、そのため、かえって相対的に財務報告の重要性や比重が低下し、その結果、現行の会計基準（システム）は、投資家のニーズに対して乖離、陳腐化を招くことになった（伊藤[2011]、49頁）。

- (2) その例として、研究開発、知的財産、コーポレート・ガバナンスが挙げられる。こうした資産は、非財務的要因として、結果的に財務的要因に影響を与えることになるため、これらの相互関係が長期的に戦略と結び付けられて、将来志向的に説明される必要がある（上妻[2012c]、21頁）。財務情報と非財務情報との関係を示すと、例えば、「企業は人なり」として、教育研究費対売上高比率を算定して、他社と比較しても、企業の人材育成の姿勢や戦略を読み取ることができない。そこで、研修のプログラムの説明や運営の仕方に関する非財務情報が提供されれば、財務情報の解釈はより深いものとなる（伊藤[2011]、51–52頁）。
- (3) 「知的財産報告書」では、①成長市場への参入障壁をいかに築いているか、②知財の無償流出をいかに防いでいるか、という解説が有用となる（窪田[2012]、75頁）。
- (4) なお、重要な非財務情報として、①企業として目指す方針（社是）、②ビジネスモデルに関する企業の見解、③経営戦略（ストラテジー）、および④コーポレート・ガバナンスなどが挙げられている（井口[2013]、51頁）。
- (5) <http://www.keidanren.or.jp/CBCC/katsudo.html>, 2013.9.30.
- (6) 欧米の機関投資家は、企業が経済的価値を提供する行為とステークホルダー（顧客、取引先、地域社会）との効率的な関係を構築し、環境と社会全体を尊重しながら倫理的に行動することは、本来的に利益相反の関係にではないとした上で、企業の経済価値向上に寄与する限り、CSRをコーポレート・ガバナンスの一部として位置付けている（小口[2004]、53頁）。このように、SRIとCSRリスクをつなぐ重要な問題点として、コーポレート・ガバナンスが位置づけられる（今福[2004]、18–19頁）。
- (7) CSRは外生的要因に関連するため、企業外部からの企業に対するSEE問題をめぐる企業責任の課題は、社会的責任投資（SRI）に関する投資行動と会計に及ぼすインパクトの問題に係わってくる（今福[2004]、18頁）。
- (8) CSR情報の開示については、あくまでも企業の自発的開示に委ねられたが、それも英国でさえ十分な水準に達していない（古庄[2004]、27頁）。
- (9) （営利）企業は、営利を追求することが宿命となっているが、それでも、時代や経営環境の変化とともに、これまでの単純な利益極大化を標榜することは困難になってきている。それよりは、むしろ、種々の要件を満たした上での適正利益の確保が要請されるようになってきた。これは、企業における社会的責任の遂行を視野に入れた経営が、企業存続のために必要と認識してきたことを表わしている（向山[2004]、35頁）。
- (10) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/gaiyo.html, 2013.9.30.
- (11) <http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/zu/h24/html/hj12010102.html>, 2013.9.30.
- (12) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sogo/kaihatsu.html>, 2013.9.30.
- (13) ポーター＝クラマーは、事業とCSRを一体化すべきであるとする主張では、企業の成功には健全な社会が欠かせず、したがって、生産性の高い労働力を確保するには、優れた教育や医療、機会均等等が前提となるとしている（ポーター＝クラマー[2008]、42頁）。
- (14) <http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/zu/h24/html/hj12010102.html>, 2013.9.30.
- (15) DPによれば、それは、「世界は変わった」から、報告の在り方も変わらなければな

らないと指摘し、次のように説明している。すなわち、この変化は、経済とサプライチェーンにおけるグローバル化、およびその結果として生じる相互依存、科学技術の進歩、急速な人口増加ならびにグローバルな消費の増大に起因するものである。このような変化は、水、食糧およびエネルギーを含む資源の、質、利用可能性および価格に重大な影響を与えた。それはまた、経済および社会にとって必要不可欠な生態系に対するプレッシャーを高めるに至った（7頁）、と。

- (16) 株式会社クレアン『統合レポートの動向2012 統合レポート発行の意義を考える』
2012年12月、4頁参照。
- (17) ベドフォード教授は、情報利用者の理解可能性を高めるために冗長性を推奨している。（N.M.Bedford[1973],pp.56-57. 武田監訳・原田訳[1980], 69-70頁を参照。）

文献・資料

- IIRC[2011]、『統合報告に向けて 21世紀における価値の伝達』（ディスカッション・ペーパー）
- IIRC[2013]、『国際統合報告〈IR〉フレームワーク コンサルテーション草案』
Norton M. Bedford[1973], *Extensions in Accounting Disclosure*, Prentice-Hall, Inc.
(武田隆二監訳・原田満範訳[1980]、『会計ディスクロージャーの拡張』東洋経済新報社。)
- 井口譲二[2013]、「財務諸表利用者はIR情報をどう評価するか - 非財務情報の活用方法」
『企業会計』Vol.65、No. 7。
- 伊藤邦雄[2011]、「財務報告の変革と企業価値評価」『企業会計』Vol.63 No.12。
- 今福愛志[2004]、「CSR会計のフレームワークの再構成 - CSRリスクマネジメントと会計」『企業会計』Vol.56、No.9。
- 小口俊朗[2004]、「機関投資家からみたCSRへの評価」『企業会計』Vol.56、No.9。
- 窪田真之[2012]、「投資家から見た統合報告書の利用価値」『企業会計』Vol.64、No.6。
- 上妻義直[2012a]、「統合報告はどこへ向かうのか」『会計』第182巻第4号。
- 上妻義直[2012b]、「現実味を帯びてきたCSR報告の制度化」『一橋ビジネスレビュー』SUM。
- 上妻義直[2012c]、「統合報告への移行プロセスにおける制度的課題」『産業経理』第72巻第2号。
- 小西範幸[2012]、「コミュニケーションツールとしての統合報告書の役割」『会計』第182巻第3号、森山書店。
- 田中宏昌[2012]、「非上場企業における統合報告の意義」『企業会計』Vol.64、No.6。
- 八田進二・橋本尚共訳[2002]、『アメリカ公認会計士協会・ジェンキンズ報告書 事業報告革命』白桃書房。
- 林美由紀[2012]、「経済・規制環境のパラダイム変化と統合報告に期待される役割」『企業会計』Vol.64、No.6。
- 古庄修[2004]、「CSR情報開示と財務報告制度 - 英国OFR開示規制を基軸として」『企業会計』Vol.56、No.9。
- マイケル・ポーター&マークR.クラマー[2008]、「競争優位のCSR戦略」『Diamond ハー

バード・ビジネス・レビュー』1月。

松本祥尚[2012]、「非財務情報に対する信頼性付与の必要性」『会計』第182巻第3号、森山書店。

向山敦夫[2004]、「CSRの数量化と測定方法」『企業会計』Vol.56、No.9。

安井肇・久禮由敬[2012]、「持続的な価値創造に資する統合報告への挑戦とその意義」『一橋ビジネスレビュー』SUM。

與三野禎倫[2012]、「財務と非財務の統合による経営と開示のダイナミズム—企業経営の視点」『企業会計』Vol.64、No.6。

<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/zu/h24/html/hj12010102.html>, 2013.9.30.

<http://www.keidanren.or.jp/CBCC/katsudo.html>, 2013.9.30.

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/gaiyo.html, 2013.9.30.

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/sogo/kaihatsu.html>, 2013.9.30.